

## 第3章 保健医療圏と基準病床数



## 第1節 保健医療圏

### (1) 保健医療圏設定の目的

すべての県民の健やかな暮らしを実現していくためには、県民の保健・医療サービスの需要に的確に対応することが求められています。

こうした県民の保健医療に対する需要に対応するために、医療資源の適正な配置や医療機関相互の機能の分担と連携を推進し、保健医療提供体制の体系化を図るための地域的単位として、保健医療圏を設定しています。

### (2) 保健医療圏の性格

奈良県では、昭和 63 (1988) 年 4 月に策定した「奈良県地域保健医療計画」において保健医療圏を設定しました。保健医療圏の基本的性格は次のとおりです。

- この計画において、保健医療提供体制の整備を図る基本的な地域的単位です。
- 圏域が設定されても県民の自由な受診や保健サービスの利用を妨げるものではありません。
- 保健医療圏を設定する要因となる生活環境、疾病構造や保健医療活動は、変化するものです。したがって保健医療圏もこのような変化の状況を踏まえ必要に応じて見直しを行う場合がありますが、保健医療圏の基本的な単位として次の三段階で設定するものです。
  - ① 市町村を単位とする「一次保健医療圏」
  - ② 保健医療の基本単位としての「二次保健医療圏」
  - ③ 全県を単位とする「三次保健医療圏」
- 効率的で質の高い保健医療提供体制の構築を行うため、地域の実情や提供する保健医療サービスの内容によっては、それぞれの保健医療圏をまたいだ対応が有効と考えられる場合があります。このような場合には、地域の関係者との協議のもと、柔軟な対応を行うこととします。

#### 1) 一次保健医療圏

地域住民の日常的な健康相談、健康管理や頻度の高い一般的な疾病の治療等、住民に密着した保健医療サービス（プライマリ・ケア）が福祉サービスと一体となって総合的、継続的に提供していく上での最も基礎的な圏域であり、その体制の整備を図るための地域的単位です。

#### 2) 二次保健医療圏

特殊な医療サービスを除く通常の保健医療供給が過不足なく完結されることを目標として整備する圏域として設定されるものです。

また医療法第 30 条の 4 第 2 項第 14 号の規定に基づき、主として病院の病床の整備を図るべき地域的単位として設定する「医療計画」上の区域（二次保健医療圏）となっています（表 1）。

表 1 二次保健医療圏の名称及び区域等

名称	区域（市町村名）	人口 （人）	面積 （km <sup>2</sup> ）
奈良保健医療圏	奈良市	354,630	276.94
東和保健医療圏	天理市、桜井市、宇陀市、山添村、 川西町、三宅町、田原本町、曾爾村、 御杖村	198,650	657.77
西和保健医療圏	大和郡山市、生駒市、平群町、 三郷町、斑鳩町、安堵町、上牧町、 王寺町、河合町	338,775	168.49
中和保健医療圏	大和高田市、橿原市、御所市、 香芝市、葛城市、高取町、明日香村、 広陵町	367,425	240.79
南和保健医療圏	五條市、吉野町、大淀町、下市町、 黒滝村、天川村、野迫川村、 十津川村、下北山村、上北山村、 川上村、東吉野村	64,993	2,346.92

出典：「令和 2 年国勢調査」、「令和 5 年全国都道府県市区町村別面積調」

医療法施行規則第 30 条の 29 第 1 号の規定では、二次医療圏は「地理的条件等の自然的条件及び日常生活の需要の充足状況、交通事情等の社会的条件を考慮して、一体の区域として病院及び診療所における入院に係る医療を提供する体制の確保を図ることが相当であると認められるものを単位として設定すること」とされています。

第 7 次計画の期間において、二次保健医療圏を見直す必要があるような、自然的条件及び社会的条件の大きな変化はなかったことから、第 8 次計画においてもこれまでの二次保健医療圏の区域を継続することとします。

### 3) 三次保健医療圏

一次及び二次の保健医療体制との連携の下に特殊な診断や治療を必要とする高度又は専門的な保健医療サービスを提供する圏域であり、その体制を整備していくための地域的単位です。

医療法第 30 条の 4 第 2 項第 15 号の規定に基づき、特殊な医療などを提供する病院の病床の確保を図るべき地域的単位として設定する「医療計画」上の区域でもあります。

引き続き、奈良県全域を区域として設定します。

## 第2節 基準病床数

基準病床数は、療養病床及び一般病床については、二次保健医療圏ごとに、結核病床、精神病床、感染症病床については、県全域（三次保健医療圏）で定めています。医療法第30条の4第2項第17号の規定に基づく基準病床数は次のとおりです（表1）。

表1 基準病床数

二次保健医療圏	療養病床及び一般病床	精神病床	結核病床	感染症病床
奈良	3,769	2,423	27	28
東和	2,257			
西和	3,564			
中和	3,482			
南和	680			
合計	13,752	2,423	27	28

奈良県二次保健医療圏地図（令和6（2024）年4月1日現在）

